

「子供の心を育てる一声を」

「最近の子供に関する情報・校外生活等に関する現状やご意見・随想」

和歌山市生徒指導教育研究会幹事長

和歌山市立紀伊中学校 川崎 洸嗣

本年度は、緊急事態宣言により、約二か月遅れてから、学校生活
がスタートしました。当たり前で過ごしていた生活は一変し、何か
と制約の多い生活となりました。子供たちから、長い休業生活では、
「学校で早く過ごしたい」という声や、始まってからは、「学校生
活は楽しい」という声を耳にしました。しかし、家庭で生活する機
会が増えたことで、生徒指導面においては、家庭における問題が多
くなったように思います。子供たちからは日頃の家庭での悩み事の
相談が増え、一方保護者からは、子供への接し方の相談内容が多
くなりました。そのような中、子供たちの相談内容からは、学校だけ



では対処ができない問題が多々みられます。そのため、子供・保護者や教職員が気軽に相談
できる窓口が必要となり、家庭環境や友人関係等の相談ができる、スクールカウンセラーの
役割が、ますます重要となってきています。さらに、近年においては、家庭的背景を抱えて、
家族問題が複雑化しているため、スクールソーシャルワーカーなどの支援も必要となってき
ています。

また、スマートフォン等の情報通信機器の普及は、本来生活を便利にするはずの機器なの
に、子供達の誤った使用方法で、加害者にも、被害者にもなり、最悪、犯罪にも巻き込まれる
事案へと繋がっています。これらを未然に防ぐには、学校における、より一層の情報教育
の充実や関係機関の協力による、情報モラル教育の実施など、様々な工夫が必要となります。
そして、ネット依存の問題も深刻化し、厚生労働省が2018年に中高生対象にした調査結果で
は、10～19%の生徒がインターネット依存に当たるとの報告がありました。依存は、心
身ともに不調をきたし、その結果、規則正しい生活が送れなくなる場合にも繋がります。ま
すます各家庭でのルール作りや正しい使用方法が直近の課題となっています。

昨今、社会は激しく変化し、多様な価値観が広がる中で、家庭との連携の重要性や、個々
へ子供の状況に応じた、きめ細かな支援策がますます必要となってきています。学校現場の
対応だけでなく、各警察署、少年センターや子ども支援センター、児童相談所等の関係機関
と相談・連携し問題解決方法を探っていく必要があります。

和歌山県自転車条例

「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」が制定されました。
【平成31年4月1日施行 一部の規定は平成31年（令和元年）10月1日施行】

- ◎自転車は車両です。
ルールやマナーを守って安全運転に努めましょう。
- ◎自転車による事故は交通事故です。
交通事故を起こした場合、被害者への賠償責任等が生じます。

条例の主な内容

自転車利用者等の責務

- ・自転車利用者、保護者は自転車の安全利用のため必要な措置を講じましょう。
- ・高齢者の家族又は高齢者と同居している者は、高齢者に対し、自転車の安全な利用のために必要な助言を行いましょう。

県の責務

- ・自転車の安全利用を促進するため、県民に対し必要な広報活動及び啓発活動を行います。
- ・自転車の安全利用に関する交通安全教育を行います。
- ・自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、普及啓発を行います。

県民・事業者の責務

- ・県民及び事業者は県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めましょう。
- ・事業者は上記に加え、その事業活動において、従業員の自転車の安全利用に努めましょう。

自転車損害賠償保険等への加入努力義務化 [平成31年（令和元年）10月1日から施行]

- ・自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者は、自転車の事故で損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険等に参加しましょう。
- ・自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に自転車損害賠償保険等に参加を勧奨しましょう。

自転車での加害事故例

- *男子高校生が無灯火で自転車を走らせて衝突事故を起こし、相手が重体となり、後に死亡した事例
(高知地裁：令和2年2月 約9400万円賠償命令)
- *男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突 女性は頭蓋骨骨折等で後遺障害となり、監督責任を問われた母親の事例
(神戸地裁：平成25年7月 約9500万円賠償命令)

知っていますか?! 自転車の交通ルール

- ①無灯火違反
ライトは、道路を照らすだけでなく相手に知らせる効果が高いものです。
- ②一時不停止違反
飛び出しは大変危険です。必ず停止し、左右の安全を確認しましょう。
- ③並進違反
自転車は一列で走行するのが原則！ 大変な迷惑と危険に繋がります。
- ④二人乗り違反
16歳以上の人が幼児用座席に6歳未満の子供を乗せるとき、又は4歳未満の子供を紐でおんぶする場合を除く。
- ⑤通行区分違反
自転車は、道路の左側を通行するのが原則！ ただし、歩道を通行することが認められている場合は除かれます。
- ⑥傘や携帯電話を使用しての運転
傘や携帯電話を使用しての運転はバランスを崩すだけでなく「前が見えない」「前を見ない」運転となり極めて危険です。
- ⑦酒酔い運転
- ⑧信号無視